

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A会社に雇用され、B所在の同社C事業所で医薬情報担当者として業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、営業車を運転中、Dの交差点で停車したところ、後続の普通乗用自動車に追突され、負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、同月〇日、E病院を受診し、「頸椎捻挫、腰部打撲、右肩・右肘・左膝打撲、頸椎椎間板ヘルニア、尺骨神経炎」と診断され、以後、同院にて療養を継続し、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、治癒後、障害が残存するとして、障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人がこれを不服として本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超える障害に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害において検討すべきものは、請求人の自訴や医師の見解から、頸部及び腰部の神経症状並びに両上肢の疼痛及びしびれであるので、以下これについて検討する。

(2) 頸部及び腰部の神経症状について

F医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、請求人の傷病名を頸椎捻挫、腰部打撲及び右肩右肘左膝打撲と記述し、請求人の頸部の画像所見について、頸椎MRIではC5/6椎間板ヘルニア、C4/5、6/7椎間板膨隆を認めると述べている。また、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、頸部X線上、C5/6の椎間腔狭小化を、同MRIではC5/6の椎間板の輝度変化及びヘルニアを認めると所見し、H医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、頸部X線上、頸椎の生理的前弯は保たれており、頸椎MRIでは、多椎間に椎間板症がみられるが、いずれも脊髄や神経根症状を来すほどの脊柱管の狭窄はないと述べている。

次に、請求人の腰部の画像所見について、G医師は、上記の意見書において、腰部X線上、L4/5の椎間腔狭小化を、同MRIではL4/5の椎間板の輝度変化及びヘルニアを認めると所見し、H医師は、上記の鑑定書において、多椎間の既存の椎間板症の所見を認め、E病院における平成〇年〇月〇日付けのMRI検査報告書によれば、第4、第5腰椎間の椎間板にわずかな突出があるが、脊髄や神経根症状を来すほどの脊柱管の狭窄はないとされている。

これらの所見から、頸部及び腰部の神経症状について、G医師は、いずれも

常時の疼痛を後遺したものと述べ、H医師は、いずれも局部に神経症状を残すものと述べている。

当審査会としても、上記画像所見に加え、請求人に対する療養の経過等から、G医師及びH医師の意見は妥当であり、頸部及び腰部の神経症状は障害等級第14級に該当するものと判断する。

(3) 両上肢の疼痛及びしびれについて

F医師は、上記診断書において、請求人の傷病名を頸椎捻挫、右肩右肘打撲等と記述する一方、平成〇年〇月〇日付け自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書において、両上肢の疼痛及びしびれは、頸椎捻挫、頸椎椎間板ヘルニア、尺骨神経炎などにより生じていると考えられると述べている。これに対し、H医師は、上記の鑑定書において、両上肢の疼痛及びしびれは、頸椎捻挫から派生したものではなく、肘部管症候群による遅発性尺骨神経麻痺（炎）の病態によるものであり、肘部管症候群は、請求人の素因による肘部管の形成不全等によるものと考えられることから、今回の受傷との間に相当因果関係は認められないと述べている。

当審査会としては、請求人の診療録等を踏まえて精査した結果、H医師の意見は妥当であり、両上肢の疼痛及びしびれと本件災害との間に相当因果関係は認められないものと判断する。

(4) したがって、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。